

## 『先出しセンドバック付最長5年間保守サービス』利用規約

### 第1条 適用範囲

本規約は、トビラシステムズ株式会社（以下「当社」という）が提供する『先出しセンドバック付最長5年間保守サービス』（以下「本サービス」という）に関する利用条件を規定したものです。お客様は、本規約をよく読み、本規約の内容に同意したうえで本サービスを申し込むものとします。お客様が本サービスをご購入又はご利用の際には、お客様が以下の規約に同意したものとみなします。

### 第2条 対象製品

本サービスの対象製品は『トビラフォン Biz 光回線用専用端末 TBA-1000A』とします。

### 第3条 料金及び支払い方法

1. 本サービスの料金は別途見積書に記載します。
2. お客様は、本サービスの料金を当社が別途指定した方法で支払うものとします。

### 第4条 本サービスの申込方法

1. お客様は、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書にて申し込むものとします。
2. お客様は、対象製品の新品購入の際に限り本サービスの申し込みをすることができるものとします。

### 第5条 契約の成立と本サービスの開始

1. 本サービスは、お客様が必要書類を提出して本サービスの申し込みをし、当社がそれを確認したときに成立（以下成立した契約を「本契約」という）するものとします。
2. 本サービスの開始は対象製品の購入日を起点日とします。書類等（購入店の領収書、弊社又は購入店からの納品書、購入店による保証書への記入・捺印等）により対象製品の購入日を確認することができない場合、当社から対象製品をお客様または販売店へ発送した日から5営業日後をもって購入日として取り扱います。
3. お客様が当社の指定した期間内に書類等の提出を行わない場合又は書類等に虚偽の記載があった場合もしくはお客様から本サービスの料金の支払いが指定された期限までに行われない場合等当社が不当と判断した場合は、当社はお客様の本サービスの申し込みを承諾しない場合があります。

### 第6条 本サービスの内容

#### 1. 故障品の交換サービス

対象製品に故障が発生した場合、当社はお客様から連絡を受けた後速やかに対象製品と同等の機能を備えた代替品をお客様に発送するものとし、お客様は代替品を受領した後速やかに故障した対象製品（以下「故障品」という）を当社に対し発送するものとします。

#### 2. 本サービス内容からの例外事項

- ①お取り扱い上のはなはだしい不注意及び誤用による故障
- ②異常電圧等不測の事故、対象製品以外の装置等に起因する事故及び通常使用状態では起こり得ない原因によって生じた故障
- ③火災、水害、天災地変、異常電圧等不測の事故、対象製品以外の装置等に起因する事故及び通常使用状態では起こり得ない原因によって生じた故障
- ④対象製品に接続された回線の故障及び対象製品以外の故障に起因した故障
- ⑤再販（リユース）・譲渡を目的とした交換
- ⑥故意又は重大な過失による故障

### 第7条 対応方法及び時間

1. 対象製品に故障が発生した場合、お客様は当社の所定の方法で交換依頼を行い、当社はお客様からの依頼に基づき、当社が指定する輸送業者により、代替品をお客様の指定する場所に送付するものとします。お客様は当社から送付された代替品を受領した場合、速やかに故障品を当社が指定する場所に送付するものとします。
2. 本サービスの対応時間帯  
交換受付は月曜～金曜の10:00-17:00とし、土曜日、日曜日、祝日及び当社指定休日を除きます。

### 第8条 遵守事項

1. お客様は、当社が本サービスを提供するにあたり、当社が必要と判断したデータ及び情報等を、当社に提供するものとします。
2. お客様は、当社が依頼する問題解決に必要なと判断した予防又は修正のための作業を速やかに実施するものとします。
3. 本サービスにより、当社がお客様に提供した情報その他著作物（登録証を含むがそれに限られません）は、お客様のみ利用することができるものであり、お客様は、当社の書面による事前の承諾なくして、その情報その他著作物を第三者に開示し、又は利用させないものとします。
4. お客様は、氏名、住所等、届出内容に変更があった場合は、速やかに当社へ届出るものとします。
5. お客様は、対象製品に関する所有権、使用权を保有する等、対象製品を適法に利用していることを当社に対し保証するものとします。
6. お客様は、いかなる理由でも本サービスを利用する権利、当社より通知された契約番号及び登録証を第三者に譲渡、貸与、販売しないものとします。

## 第9条 機密保持

当社は本サービスを提供するにあたり、お客様に関する情報について、適切な管理をします。また、本サービスを実施する目的で、第11条に定める協力会社を除き、一切お客様に関する情報を第三者に開示することはありません。

## 第10条 故障品の所有権

本サービスにより交換した故障品の所有権は、すべて当社に帰属するものとします。

## 第11条 業務委託

当社は本サービスの全部又は一部を当社が選定した協力会社へ委託する場合があります。

## 第12条 有効期間

本契約の有効期間は、第5条の起点日から数えて5年間とします。

## 第13条 賠償責任

1. 当社の責に帰すべき事由により、お客様が損害を被った場合には、通常損害の範囲内で、かつお客様が本サービスについて実際に支払った金額を限度として、当社は賠償責任を負うものとします。

2. いかなる場合においても当社は、当社の責に帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、対象製品のデータに関する損害及び第三者からの損害賠償に基づく損害については、責任を負わないものとします。

## 第14条 本契約の解除

お客様が次のいずれかに該当する場合は、当社はお客様に対し何らの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を停止又は中止し、本契約の全部又は一部を解除し、これらと共に当社が被った損害を請求する場合があります。

- ①本サービスの申し込み時に、虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合。
- ②本規約の各条項の一に違反した場合。
- ③本サービスの運営を妨げる行為を行った場合。
- ④その他、当社が不適切と判断した行為を行った場合。

## 第15条 不可抗力

当社は、地震落雷等の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、政府の行為、労働争議等の当社の合理的支配を超える不可抗力又はその他当社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの提供を遅延又は中断することがありますが、これによりお客様に損害が発生しても一切責任を負わないものとします。

## 第16条 変更

当社は、以下の事項を変更する必要があるが生じた場合、お客様に対する通知により、変更できるものとします。

- ①本規約の内容
- ②本サービスの料金
- ③対象製品
- ④本サービスの内容

## 第17条 暴力団等の排除

1. お客様が次の各号の一に該当した場合は、当社はなんらの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を解除することが出来るものとします。

- 1) お客様が暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
- 2) お客様が暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
- 3) お客様が自らあるいは第三者を利用して当社に対し、暴力的又は威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行なったとき。

2. 当社が前項の規定により本サービスの提供を受ける資格を解除した場合は、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

## 第18条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、お客様及び当社は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨ならびに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

## 第19条 管轄裁判所

お客様と当社の間で、本契約に関して訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第20条 中途解約

お客様は本契約を途中で解約する場合は、解約日の1カ月前迄に書面により当社に解約を申し出るものとします。但し、起点日から一年が経過するまでは解約できないものとし、一度お客様が支払った本サービスの料金は返却されないものとします。

## 第21条 協議

本規約に定めていない事項並びに条項の解釈について疑義を生じたときは、お客様と当社の間で協議の上円満に解決するものとします。

【平成 29 年 6 月 1 日制定】  
平成 29 年 12 月 27 日改定  
平成 30 年 2 月 13 日改定